藤岡市男女共同参画基本計画



平成 30 年 3 月

本市では、男女共同参画社会基本法(平成11 年法律第78号)制定以前の平成8年に藤岡市 女性行動計画を策定しました。その後、平成20 年度から平成29年度を期間とする「第4次 藤岡市総合計画」に沿って男女共同参画社会 基本法に基づく計画として「藤岡市男女共同 参画計画 | を策定し、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を推進してまいりました。

この間、国や県においてもさまざまな施策や 取り組みが進められ、平成27年には「女性の職 業生活における活躍の推進に関する法律」が



制定され、男女共同参画社会の実現に向けた環境は大きく変化してきました。

こうしたことを踏まえ、平成30年度から平成39年度を期間とする「藤岡 市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、藤岡市女性行動計画・藤岡市男女共同参画計画を継承し、男女が 性別にかかわらず人権を尊重し、責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮 することができる社会の実現を目指す内容としました。各施策の実現に向けて 全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解を賜ります ようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました藤岡市男女 共同参画推進協議会委員の皆様をはじめ多くの市民の皆様に対し、心から感謝 とお礼を申し上げます。

第1章	計画	i策定に	あたっ	って																	
	計画策	定の趣	這旨・・				• • •				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	計画の	期間と	性格・	• •			• •				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	計画	jの基本	理念と	基本	方針																
	基本理	!念と基	本方針	+••			• • •				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	計画の	体系・					• • •				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3章	施策	と取り	組み																		
	基本方	針 I	あらり	ゆる分	·野で	の女	性の流	5躍	推進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		基本目	標1	政策	・方	針決定	定過和	呈へ(の女	性の	参	画	拡	大	•	•	•	•	•	•	5
		基本目	標2	働く	場に	おけ	る女性	生の注	舌躍	推進	上と	仕	事	<u>ہ</u> ع	生剂	舌	の	調	和	•	6
		基本目	標3	地域	、農	山村	におり	ナる!	男女	共同]参	画	の	推入	進	•	•		•	•	8
	基本方	針 II	安心,	安全	:に暮	らせ	る社会	うづ	くり		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		基本目	標 4	女性	:等に	対す	るあら	5 /b	る暴	力の	根	絶	•	•	•	•	•		•	•	9
		基本目	標 5	生涯	を通	じた	建康二	づく	りの	推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
		基本目	標6	様々	な人	々が	安心し	ノて!	暮ら	せる	環	境	整個	備	•	•	•	•	•	1	2
	基本方	針III	男女共	共同参	画社	会の	実現に	こ向	けた	社会	ゔ	<	り	•	•	•	•	•	•	1	4
		基本目	標 7	男女	共同	参画	社会 🤈)実 ³	現に	向け	た	意	識	づ	<	り	•	•	•	1	4
		基本目	標8	安心	して	子育、	てでき	₹ 3 1	環境	づく	り	•	•	•	•	•	•		•	1	5
		基本目	標 9	防災	分野	にお	ける耳	又り着	組み	の推	進	•			•	•	•		•	1	7

資料 (関係法令)

男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1 8
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・	• 2 6
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・	• 3 7

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会の形成について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その取り組みを計画的に推進するための計画を定めることとしています。

群馬県でも、男女共同参画社会基本法に基づき、平成16年に「群馬県男女共同参画推進条例」が制定されました。また、計画については、平成13年に「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、平成18年「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」、平成23年「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」を経て、平成28年から5年間を期間とする「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」が策定されました。

藤岡市においても、平成20年度から10年間を期間とする「第4次藤岡市総合計画」の一部を男女共同参画社会基本法に基づく計画として「藤岡市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。

平成27年度には、男女共同参画に対する市民の意識・実態について把握するため、「男女共同参画に関するアンケート調査」(以下「市民アンケート」という。)を実施しました。その調査結果では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった性別による役割分担意識は減少傾向にあるものの、家庭や社会の多くの場面において「男性が優遇されている」と意識されているなど、まだまだ男女間で意識の違いや格差のある状況がうかがわれます。また、少子高齢化の進展や人口減少、社会経済情勢の変化に対応するために、地域が抱える課題の解決が進められています。

こうした状況を踏まえ、新たに「藤岡市男女共同参画基本計画」を策定し、藤岡市における男女共同参画の一層の推進を図るものです。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)に規定する「市町村基本計画」を盛り込み、配偶者からの暴力の根絶、被害者支援に取り組むとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に規定する「市町村推進計画」も盛り込み、職業生活における女性の活躍の推進にも取り組みます。

計画の期間

計画の期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とし、見直しの 必要があると判断された場合は、見直しを行います。

計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、この計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画 及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画と一体的に策定す るものです。

第2章 計画の基本理念と基本方針

基本理念と基本方針

未来をひらく 創る 私の力 あなたの力

男女が性別にかかわらず人権を尊重し、責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本方針 I あらゆる分野での女性の活躍推進

基本方針Ⅱ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた社会づくり

計画の体系

基本方針 I. あらゆる分野での女性の活躍推進

基本目標1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 施策1 市の審議会等への女性の参画の拡大

基本目標2. 働く場における女性の活躍推進と仕事と生活の調和 (女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)

施策2 働く場における女性の活躍推進

施策3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

基本目標3. 地域、農山村における男女共同参画の推進 施策4 地域における女性リーダーの活躍推進

施策 5 農村女性の経済的地位の向上

基本方針Ⅱ. 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本目標4. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画) 施策6 暴力の予防と根絶するための意識啓発

施策7 被害者への支援体制の充実

基本目標 5. 生涯を通じた健康づくりの推進

施策8 生涯を通じた健康支援の充実

基本目標 6. 様々な人々が安心して暮らせる環境整備 施策 9 ひとり親家庭等の自立支援

施策10 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

基本方針Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた社会づくり

基本目標7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 施策11 男女共同参画の意識啓発と情報発信

施策12 男女共同参画社会を推進するための教育・学習

基本目標8.安心して子育てできる環境づくり

施策13 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

施策14 児童虐待防止に向けた対策の推進

基本目標 9. 防災分野における取り組みの推進

施策15 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

第3章 施策と取り組み

基本方針 I あらゆる分野での女性の活躍推進

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現には、すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。女性の就業率は、年々増加傾向にあり、多くの分野において女性の参画が進んでおりますが、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだまだ少ない状況にあります。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、政策・方針決定過程への、女性の参画の拡大が重要な課題です。

施策1 市の審議会等への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程では、多様な立場、多様な意見を持った人が参画し、男女 双方の意思が反映されることが重要です。現在、様々な分野における女性の参画 は拡大傾向にありますが、これまで男性中心になりがちであった政策・方針決定 過程への女性の参画を拡大していくため、市が率先して政策・方針決定過程への 女性の参画拡大に取り組みます。

取組事業	担当課
審議会等への女性委員の登用促進	自治交流課
市役所における女性管理職の登用促進	職員課
市役所女性職員を対象とした意識啓発のための研修会の開催	職員課
仕事と子育てに励む市役所女性職員の声をホームページに掲載	職員課

目標指標	指標の説明	平成 28 年度	平成 34 年度	平成 39 年度	
日保拍保	1日1宗(7) 武切	基準値	目標値	目標値	
市の審議会等への女性	審議会等の委員のうち	18.1%	25.0%	30.0%	
の登用率	女性委員の割合	18.170	20.070	30. 0 70	
市役所の管理職への女	市役所の管理職(課長			7	
	以上)における女性職	3.3%	10.0%以上		
性職員の登用率	員の割合				

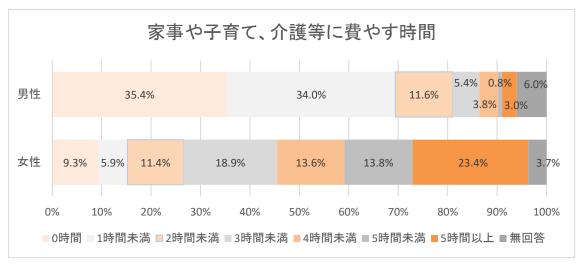
基本目標2 働く場における女性の活躍推進と仕事と生活の調和

【女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画】

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を推進していかなければなりません。しかしながら、長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行や家庭生活での性別役割分担意識などが女性のさらなる活躍や継続就業の阻害要因となっています。

市民アンケートでは、平日に家事や子育て、介護等に費やす時間について、1時間未満と答えた人は男性が69.4%、女性は15.2%となっており、家庭における負担の多くを女性が担っていることがわかります。

女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、多様で柔軟な働き方を支援するとともに、女性の家事や子育て、介護等の負担軽減を図るためにも、 男性の働き方の見直しを含めた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の促進を図ります。



(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策2 働く場における女性の活躍推進

働く意欲のあるすべての人が、個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、働きやすい職場づくりに役立つ情報提供、子育てや介護で仕事を中断した女性の再就職支援、女性の能力発揮に向けた就労支援の充実を図ります。

取組事業	担当課
子育てなどで仕事を中断した女性の再就職支援	商工観光課
働きたい人への就業支援と情報提供	商工観光課
起業に関する支援、情報提供	商工観光課
就労・雇用環境等を取り巻く施策の周知	商工観光課
働く女性・男性のための出産・育児に関する制度の情報提供	子ども課

施策3仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女共同参画社会の形成のためには、生活のあらゆる場面で男女がともに協力し、支え合うことが重要です。

女性の家事や育児、介護の負担軽減を図るとともに、長時間労働の削減や、生産性の向上に向けた効率的な働き方、男性の育児休業の取得の推進など、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の重要性等について、周知及び推進を図ります。

取組事業	担当課
事業所等への取り組みの周知	商工観光課
事業所、保育所等への啓発訪問	自治交流課
広報紙、ホームページによる情報発信	自治交流課

基本目標3 地域、農山村における男女共同参画の推進

今後、少子高齢化の進展と人口減少という厳しい現実に直面する中、それぞれの地域において、男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域を形成していくことが重要です。

これまで、地域における多様な活動は、基礎的な多くの部分で女性に支えられてきました。しかしながら、自治会等の地域団体における会長などの役職の多くは男性が占めており、藤岡市における区長・区長代理に占める女性の割合は0.8%(平成28年4月1日)となっています。地域における様々な課題の解決に向け、リーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進することが重要です。

農業においては、農業生産の重要な担い手として、また、農産物の直売や農産加工活動の展開に伴い、女性農業者の役割の重要性がますます高まっています。しかし、その貢献に見合った評価を受けているとは言えません。地域に残る性別による固定的役割分担意識や慣習等は、農業分野における男女共同参画の障害となっています。女性農業者の主体的な経営参画を推進するため、男女共同参画と農業経営を一体的に進める取り組みを推進します。

施策4 地域における女性リーダーの活躍推進

自治会等の地域団体の主導的立場への女性の積極的な参画を促進し、女性の 多様な視点や発想を活かした地域づくりを推進します。

取組事業	担当課
自治会等における女性の登用促進	自治交流課

施策 5 農村女性の経済的地位の向上

女性農業者の主体的な経営参画を推進するため、労働に見合った報酬や休日の確保等を内容とする家族経営協定の締結を推進し、経済的地位の向上を図ります。

取組事業	担当課
農業経営における家族経営協定締結の促進	農業委員会事務局

基本方針Ⅱ 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

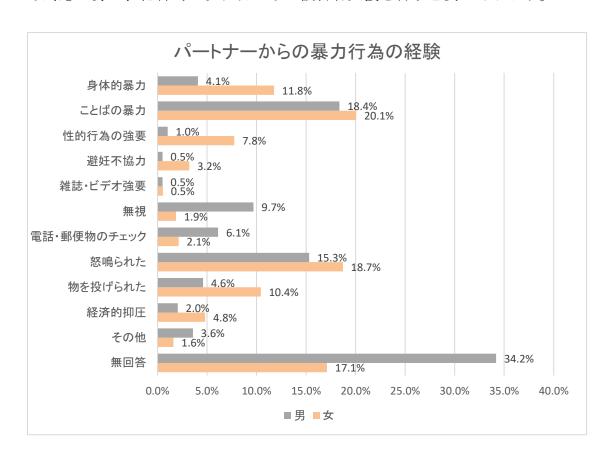
【DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画】

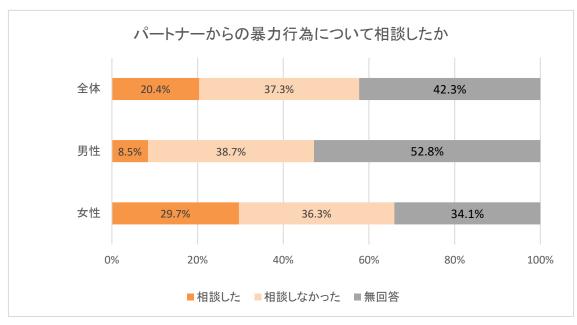
配偶者等からの暴力(いわゆるDV=ドメスティック・バイオレンス)、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の被害者の多くは女性です。暴力は、性別や年代等にかかわらず決して許されるものではなく、特に女性への暴力は、男女の人権尊重を前提とする男女共同参画社会の形成において、克服すべき重要な課題です。

市民アンケートでは、配偶者や恋人等のパートナーからの暴力について、全体で77.0%(男性65.8%、女性82.9%)の人が、何らかの暴力を受けたことがあると答えています。また、そのことについて、誰かに相談したかについて、全体で37.3%(男性38.7%、女性36.3%)の人が相談しなかったと答えています。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めると ともに、暴力を許さない社会を実現するための取り組みが重要です。

また、関係機関・団体との連携を促進し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。





(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策6 暴力の予防と根絶するための意識啓発

暴力を許さない社会を実現するため、様々な機会をとらえ啓発活動を行い、広報紙やホームページ、パンフレットを活用した、相談窓口の周知及び暴力を防止するための情報提供を行います。

取組事業	担当課
被害実態の周知と未然防止のための情報提供	関係各課

関係各課(自治交流課、市民課、介護高齢課、子ども課、学校教育課)

施策7 被害者への支援体制の充実

被害の早期発見と相談しやすい体制づくりを通して、暴力を容認しない社会の形成に努めます。また、関係機関との連携の強化により、被害者の相談対応、保護、自立支援など被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。

取組事業	担当課
庁内各課との連絡体制の整備	関係各課
関係機関との連携促進	関係各課
被害者の保護と自立支援の充実	関係各課
各種相談窓口の周知	関係各課

関係各課(自治交流課、市民課、介護高齢課、子ども課、学校教育課)

基本目標5 生涯を通じた健康づくりの推進

生涯にわたり健康で豊かに暮らしていくためには、生活習慣病を中心とする疾病の発症予防や重症化予防を推進することが重要です。市民一人ひとりが適切な生活習慣を身につけるなど、積極的に健康づくりを実践できるようになるための取り組みが必要で、年代やそれぞれの特性に応じた健康づくりの支援が求められています。特に女性は、妊娠や出産に伴う健康上の問題もあることから、より一層の支援が必要です。

施策8 生涯を通じた健康支援の充実

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画 社会の形成の前提と言えます。藤岡市では平成28年に「ふじおか健康21夢プラン(藤岡市健康増進計画・食育推進計画)第2次計画」を策定しました。これに基づき、男女の各ライフステージの特性に応じた健康支援、相談体制、各種検診等の充実を図ります。

取組事業	担当課
特定健診・後期高齢者健診・各種検診事業	健康づくり課
レディース検診事業	健康づくり課
健康相談・健康教室事業	健康づくり課
栄養健康講座	健康づくり課
シニアの健康生活講座	介護高齢課
高齢者筋力トレーニング教室	介護高齢課
ミニデイサービス (高齢者交流) 事業	介護高齢課

目標指標	指標の説明	平成 27 年度 基準値	平成 34 年度 目標値	平成 39 年度 目標値
精密検査受診率 (各種がん検診)	検診の結果、精密検査該当 の人のうち受診した割合	89.4%	95.0%	97.0%
運動の習慣がある 市民の割合	アンケートで「運動の習慣 がある」と回答する割合	40.7%	45.0%	50.0%
健康寿命の周知	アンケートで「健康寿命と いう言葉を知っている」と 回答する割合	62.9%	70.0%	80.0%
歯科検診を受けて いる市民の割合	アンケートで「定期的に歯 科検診を受けている」と回 答する割合	32.9%	40.0%	50.0%

基本目標6 様々な人々が安心して暮らせる環境整備

非正規労働者やひとり親世帯等、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥りやすい人の増加が問題となっています。特に、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人は厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。特に、子どもを抱えた世帯では、「貧困の連鎖」が問題となっており、貧困を防止する取り組みが必要です。

そのためには、一人ひとりの人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合い、固定的役割分担意識の解消や専門的な支援が必要です。

施策 9 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等の生活の安定及び児童の健全育成を図るため、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、経済的支援、相談事業、就業支援等の取り組みを推進します。

取組事業	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付	子ども課
母子家庭等高等技能訓練促進費等給付	子ども課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格者支援	子ども課
児童扶養手当支給事業	子ども課

施策10 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障害者、外国人等が自立し、個人としての尊厳が保たれ、安心して日常生活・社会生活を送れるよう、就業や社会参画、自立した生活に向けた取り組みを推進します。

取組事業	担当課
生活支援体制整備事業	介護高齢課
障害者等理解促進研修・啓発事業	福祉課
障害者虐待防止対策事業	福祉課
障害福祉サービス等の充実	福祉課
国際交流イベント事業	自治交流課
外国人向け日本語教室の開催	自治交流課

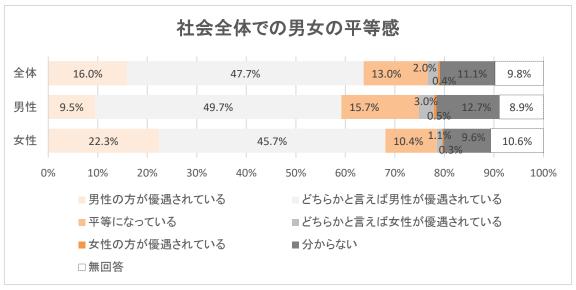
目標指標	指標の説明	平成 28 年度 基準値	平成 34 年度 目標値	平成 39 年度目標値
障害者差別の解消	アンケートで「障害のある人が差別・偏見、または配慮のなさを感じる」 と回答する割合	45.0%	42.0%	40.0%

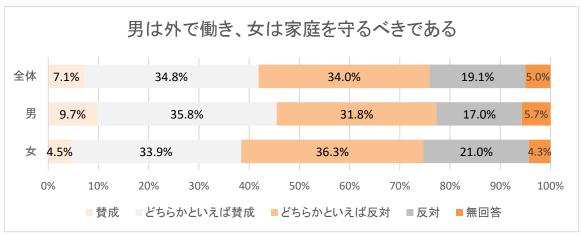
基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた社会づくり

基本目標7 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画を推進するためには、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが必要です。

市民アンケートでは、社会全体で男女の平等感について、「(どちらかといえば) 男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は63.7%にのぼり、男女平等ではないと感じている人が多いことがわかります。また、「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担を肯定する意見は41.9%、否定する意見は53.1%となっており、性別役割分担意識は減少傾向にあるものの、いまだ根強く残っている状況がうかがわれます。男女共同参画の視点に立ち、市民や事業所など、あらゆる世代を対象に啓発や教育を行っていくことが重要です。





(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策11 男女共同参画の意識啓発と情報発信

男女共同参画社会の理解を深め、性別役割分担意識や慣習などの解消を図るため、市民や事業所などに対して、啓発活動を実施するとともに広報紙などによる情報の提供に努めます。

取組事業	担当課
男女共同参画週間における啓発活動	自治交流課
事業所、保育所等への啓発訪問	自治交流課
広報紙、ホームページ等による情報発信	自治交流課

施策12 男女共同参画社会を推進するための教育・学習

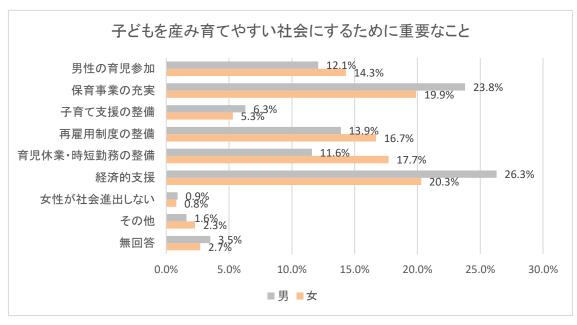
男女共同参画社会を持続的に推進するため、学校、地域、家庭などにおいて、人権問題・男女共同参画についての理解を促す教育・学習の機会を提供します。

取組事業	担当課
学校等における男女共同参画教育の推進	学校教育課
人権啓発指導者養成講座の実施	生涯学習課
集会所活動における啓発講座の実施	生涯学習課
ふじおか出前講座	生涯学習課

基本目標8 安心して子育てできる環境づくり

男女ともに、子どもを健やかに育てていくためには、働きながら、安心して子育てできる環境が必要です。家族形態の変化やライフスタイルが多様化する中、保育サービスや子育て支援を活用しながら、家庭、学校、企業、地域など、社会を構成するすべての人が、子育てに対する理解を深め、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

市民アンケートでは、子どもを産み育てやすい社会にするために重要なことについて、「経済的支援」(男性26.3%、女性20.3%)が最も多く、次いで「保育事業の充実」(男性23.8%、女性19.9%)、「再雇用制度の整備」(男性13.9%、女性16.7%)、「育児休業・時短勤務の整備」(男性11.6%、女性17.7%)と続きます。生活を支えるための仕事と育児を両立するための取り組みが求められています。



(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策13 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

子育てと仕事を両立するため、保護者の就業形態に対応した保育サービス、放課後児童対策等の整備を推進するとともに、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりに取り組みます。

取組事業	担当課
延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスの実施	子ども課
放課後児童健全育成事業	子ども課
ファミリーサポートセンター運営事業	子ども課
ぐーちょきパスポートの交付	子ども課
地域子育て支援センターの設置	子ども課
児童館運営事業	子ども課
児童手当支給事業	子ども課
医療費負担の軽減	保険年金課

施策14 児童虐待防止に向けた対策の推進

学校、庁内各課、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・ 早期対応に努めます。

取組事業	担当課
学校、児童相談所、警察等との連携強化	自治交流課、子ど
	も課、学校教育課
乳幼児健診での虐待(疑い)の早期発見・相談体制の推進	子ども課
要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待対応の促進	子ども課

基本目標 9 防災分野における取り組みの推進

災害時には、救出・救助、被災者支援、復旧・復興等のあらゆる場面において、 女性が重要な役割を担うとともに、家事、子育て、介護等の家庭的責任が集中し 負担が増大することがわかっています。

また、避難所運営や衛生用品等の生活必需品の男女におけるニーズの違いや、 高齢者、子ども等、それぞれに即した対応が必要となるため、平常時からの男女 共同参画の視点に立った防災対策を推進していくことが重要です。

施策15 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

自主防災組織等の防災活動への女性の参画を推進するとともに、災害時の避難所運営や備蓄など、男女のニーズの違いに配慮した対応の必要性について、理解の促進を図ります。

取組事業	担当課
自主防災組織への女性の参画促進	地域安全課
防災訓練等への女性の参加促進	地域安全課
災害時の男女のニーズに即した備蓄品の充実	地域安全課

資 料

【関係法令】

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実 現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、 なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に 対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわ りなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な 課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将 来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的 かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治 的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社 会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲 内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が 性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保 されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による 固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方 公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する 機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国

の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念 にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようと する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを 国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成 し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参 画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女 共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる 施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければな らない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は

国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及 び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報 の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣 及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めると きは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任 命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の 総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政 機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その 他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に 関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、

審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものと みなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間 と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共 同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、 それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定 められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名さ れたものとみなす。

附 則(平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる 経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、 介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の 家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の 別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動 について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うため に必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が 可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進につい

ての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を 総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方 針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的 な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活 における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計 画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府 県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよ う努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実

施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚 生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するととも に、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画 策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚 生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が 一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい 表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九 条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会 その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で 定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったもの をいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省 令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する 事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、 同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十 八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は 同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、 同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する

職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの (以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指 針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければなら ない
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実

施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で 定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、 勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び 事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお ける活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、 これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用す る職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管 理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなけれ ばならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公 表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を 公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動 計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活 を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生 活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうと する女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における 活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業 訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施する ことができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援 するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の 関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の 規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員と して加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。) が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共 有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活に おける活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、そ の旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議 会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第 一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をするこ とができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による 業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円 以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。
- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従 わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の 陳述をした者

- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知 り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定に かかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な 経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を 勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基 づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

前文

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と 男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び 次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項におい て「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条 第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定め るよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次 に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談 を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。 次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び 一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡 その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡 調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を 満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。 以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支 援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷 し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援 センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重す るよう努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号) の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法 律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷 し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談 支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、 必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行 う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨す るものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法 (昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所 (次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の 関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行わ れるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 (被害者の生命又 は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受 けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた 者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対 する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号に おいて同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあって は配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者 から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体 に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生 命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対 する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並 びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。 ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生 活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本 拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身 辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいか いしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居 から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は 発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効 力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げ るいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置く こと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は その知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び 次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであ って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情 があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なく されることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令 を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の 規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住 居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就 学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学す る学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの とする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同 じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、そ の法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に 住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄 に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所 にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた 地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた 後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等 に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する 必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実 があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法 (明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものと する。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、ロ頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは 所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員 に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることがで きる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、 口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審 尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住 所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合に おいて、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、 当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令 をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項 の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、 裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援セ ンターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった

場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の 規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の 閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の 交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭 弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令 の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又

は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地 方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、 その性質に反しない限り、民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最 高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者 (次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の 状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権 を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならな い。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する ため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等 に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努める ものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める 者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を 支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲 げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規
		定する関係にある相手からの

		暴力を受けた者をいう。以下
		同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であっ	同条に規定する関係にある相
	た者	手又は同条に規定する関係に
		ある相手であった者
第十条第一項から第四項ま	配偶者	第二十八条の二に規定する関
で、第十一条第二項第二号、		係にある相手
第十二条第一項第一号から第		
四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻	第二十八条の二に規定する関
	が取り消された場合	係を解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの 規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万 円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及

び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとす る。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成一九年七月一一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令

に関する事件については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則(平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条 第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条 までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

藤岡市男女共同参画基本計画

平成30年3月

藤岡市企画部自治交流課

T 3 7 5 - 8 6 0 1

群馬県藤岡市中栗須327番地

電 話 0274-40-2211

FAX 0274-24-3252

E mail soudan@city.fujioka.gunma.jp